

令和4事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和5年12月

福岡国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者に対する調査状況
- 6 所得税の不正還付申告書における課税処理の状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 実地調査の件数、非違件数、申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額の総額は増加し、1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額についても高水準
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による調査等件数、非違件数、申告漏れ所得金額及び追徴税額は、1件当たりも含め、全て増加
- 調査等合計の申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額の総額が過去最高

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が2,107件（前事務年度1,406件）、着眼調査が480件（同263件）であり、合計2,587件（同1,669件）、このほか、簡易な接触の件数は29,179件（同28,529件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は31,766件（同30,198件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は19,053件（同18,256件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、261億6千5百万円（同177億2百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは245億6千6百万円（同166億9千9百万円）、着眼調査によるものは15億9千9百万円（同10億3百万円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は199億7千1百万円（同168億3千万円）となっており、調査等合計では過去最高の461億3千5百万円（同345億3千2百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、50億3千6百万円（同34億2百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは48億8千万円（同33億3千3百万円）、着眼調査によるものは1億5千6百万円（同6千9百万円）となっています。なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、195万円（同204万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は13億2千2百万円（同10億2千3百万円）となっており、調査等合計は過去最高の63億5千7百万円（同44億2千5百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計			
		特別・一般		着眼		計							
			対前年比										
調査等件数	件	1,406		263		1,669		28,529		30,198			
		2,107	149.9%	480	182.5%	2,587	155.0%	29,179	102.3%	31,766	105.2%		
申告漏れ等の 非違件数	件	1,231		211		1,442		16,814		18,256			
		1,777	144.4%	373	176.8%	2,150	149.1%	16,903	100.5%	19,053	104.4%		
申告漏れ 所得金額	百万円	16,699		1,003		17,702		16,830		34,532			
		24,566	147.1%	1,599	159.4%	26,165	147.8%	19,971	118.7%	46,135	133.6%		
追徴税額	百万円	本税	2,759		60		2,819		1,013		3,832		
			4,006	145.2%	137	227.8%	4,143	147.0%	1,307	129.1%	5,450	142.2%	
		加算税	575		9		584		10		594		
		874	152.1%	19	211.3%	893	153.0%	14	142.2%	908	152.9%		
		計	3,333		69		3,402		1,023		4,425		
			4,880	146.4%	156	225.6%	5,036	148.0%	1,322	129.2%	6,357	143.7%	
一件当たり	申告漏れ 所得金額	千円	11,877		3,813		10,606		590		1,144		
			11,659	98.2%	3,331	87.4%	10,114	95.4%	684	116.0%	1,452	127.0%	
	追徴税額	千円	本税	1,962		229		1,689		35		127	
				1,901	96.9%	285	124.8%	1,601	94.8%	45	126.2%	172	135.2%
加算税			409		34		350		0.4		20		
		415	101.5%	40	115.8%	345	98.7%	0.5	139.0%	29	145.3%		
		計	2,371		263		2,039		36		147		
			2,316	97.7%	325	123.6%	1,947	95.5%	45	126.3%	200	136.6%	

- (注) 1 令和4年7月から令和5年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。
 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、811件（前事務年度769件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、676件（同667件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、57億1千5百万円（同51億5千7百万円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度		
	令和3事務年度	令和4事務年度	対前事務年度
①	件	件	%
調査等件数	769	811	105.5
土地建物等	687	578	84.1
株式等	82	233	284.1
②	件	件	%
申告漏れ等の非違件数	667	676	101.3
土地建物等	590	453	76.8
株式等	77	223	289.6
③	%	%	ポイント
申告漏れ割合 (② / ①)	86.7	83.4	▲ 3.4
土地建物等	85.9	78.4	▲ 7.5
株式等	93.9	95.7	1.8
④	百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額	5,157	5,715	110.8
土地建物等	4,889	3,950	80.8
株式等	267	1,765	660.1
⑤	千円	千円	%
1件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)	6,706	7,047	105.1
土地建物等	7,117	6,833	96.0
株式等	3,261	7,576	232.3

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 実地調査の件数、非違件数及び追徴税額は、1件当たりも含め、全て増加
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による調査等件数、非違件数及び追徴税額の総額は、全て高水準
- 調査等合計の追徴税額の総額が過去最高

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1,504件（前事務年度1,050件）、着眼調査が266件（同157件）であり、合計1,770件（同1,207件）、このほか、簡易な接触の件数は4,665件（同4,999件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は6,435件（同6,206件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は3,964件（同3,911件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、22億8百万円（同14億3千3百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは21億6百万円（同13億8千8百万円）、着眼調査によるものは1億2百万円（同4千6百万円）となっています。なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、125万円（同119万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は5億5千9百万円（同5億8千6百万円）となっており、調査等合計では過去最高の27億6千6百万円（同20億1千9百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数	件	1,050		157		1,207		4,999		6,206	
		1,504	143.2%	266	169.4%	1,770	146.6%	4,665	93.3%	6,435	103.7%
申告漏れ等の非違件数	件	899		131		1,030		2,881		3,911	
		1,234	137.3%	245	187.0%	1,479	143.6%	2,485	86.3%	3,964	101.4%
追徴税額	本税	1,150		36		1,186		571		1,757	
		1,714	149.1%	83	226.5%	1,797	151.5%	547	95.8%	2,344	133.4%
	加算税	238		9		248		15		262	
		392	164.4%	19	208.6%	411	166.1%	11	76.6%	422	161.0%
	計	1,388		46		1,433		586		2,019	
		2,106	151.7%	102	222.9%	2,208	154.0%	559	95.3%	2,766	137.0%
一件当たり	本税	1,095		232		983		114		283	
		1,140	104.1%	310	133.7%	1,015	103.3%	117	102.7%	364	128.7%
	加算税	227		59		205		3.0		42	
		260	114.8%	73	123.1%	232	113.2%	2.4	82.1%	66	155.2%
	計	1,322		291		1,188		117		325	
		1,400	105.9%	383	131.5%	1,247	105.0%	120	102.2%	430	132.1%

- (注) 1 令和4年7月から令和5年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～ 1 件当たりの申告漏れ所得金額及び 1 件当たりの追徴税額が過去最高～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
 - 令和 4 事務年度においては、78 件（前事務年度 57 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高だった昨年をさらに上回り 2,879 万円（同 2,308 万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1,166 万円（同 1,188 万円）に比べ、2.5 倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は、昨年を上回り 22 億 4 千 5 百万円（同 13 億 1 千 5 百万円）に上ります。
 - 1 件当たりの追徴税額においても過去最高の 585 万円（同 332 万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 232 万円（同 237 万円）に比べ 2.5 倍となっています。また、追徴税額の総額は 4 億 5 千 6 百万円（同 1 億 8 千 9 百万円）に上ります。
 - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1 件当たりの追徴税額は 1,978 万円（同 813 万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 232 万円に比べ 8.5 倍となっています。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		3 事務年度	4 事務年度	対前年比	4 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	調査件数	件				
調査件数	件		57	78	136.8%	2,107
申告漏れ等の非 違件数	件		47	66	140.4%	1,777
申告漏れ所得金額	百万円		1,315	2,245	170.7%	24,566
追徴税額	百万円		189	456	241.3%	4,880
1 件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,308	2,879	124.7%	1,166
	追徴税額	万円	332	585	176.3%	232

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等		3 事務年度	4 事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件		13	14	107.7%
申告漏れ等の非 違件数	件		11	12	109.1%
申告漏れ所得金額	百万円		231	1,731	750.5%
追徴税額	百万円		106	277	262.0%
1 件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,775	12,368	696.9%
	追徴税額	万円	813	1,978	243.3%

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

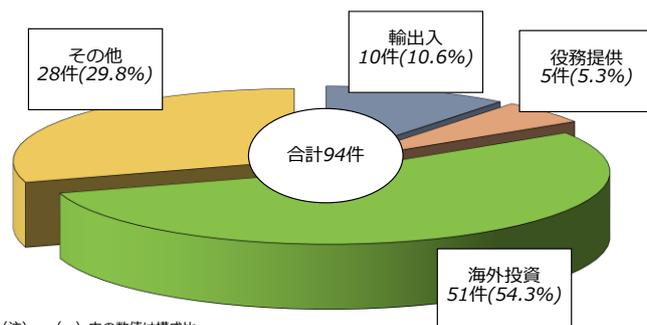
～申告漏れ所得金額は総額及び1件当たり、追徴税額は総額が過去最高～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和4事務年度においては、94件（前事務年度80件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高だった昨年をさらに上回り4,534万円（同3,010万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,166万円（同1,188万円）と比べ3.9倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額も過去最高だった昨年をさらに上回り42億6千2百万円（同24億8百万円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は1,030万円（同1,181万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の232万円（同237万円）と比べ4.4倍となっています。また、追徴税額の総額は過去最高だった昨年をさらに上回り9億6千8百万円（同9億4千4百万円）に上ります。

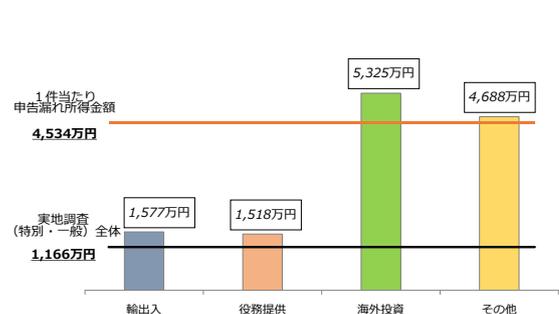
○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目	事務年度等			対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度				
調査件数	件	80	94	117.5%	2,107	
申告漏れ等の 非違件数	件	70	87	124.3%	1,777	
申告漏れ 所得金額	百万円	2,408	4,262	177.0%	24,566	
追徴税額	百万円	944	968	102.5%	4,880	
1件当たり	申告漏れ 所得金額	万円	3,010	4,534	150.6%	1,166
	追徴税額	万円	1,181	1,030	87.2%	232

○ 取引区別の調査の状況



【1件当たりの申告漏れ所得金額】



1 「輸出入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
 2 「役務提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
 4 「その他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引を行っている個人に対する調査に係る1件当たりの追徴税額は高水準～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

<シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、64件（前事務年度49件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,015万円（同1,686万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は6億4千9百万円（同8億2千6百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は174万円（同357万円）となっています。また、追徴税額の総額は1億1千1百万円（同1億7千5百万円）に上ります。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

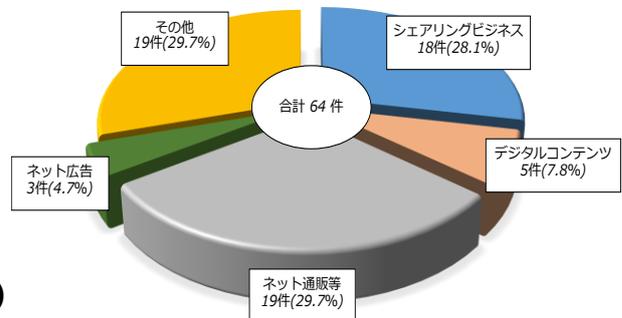
<暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、31件（前事務年度21件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,264万円（同8,017万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は10億1千2百万円（同16億8千3百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は1,446万円（同3,608万円）となっています。また、追徴税額の総額は4億4千8百万円（同7億5千8百万円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度			
調査件数	件	49	64	130.6%	2,107
申告漏れ等の非違件数	件	45	56	124.4%	1,777
申告漏れ所得金額	百万円	826	649	78.6%	24,566
追徴税額	百万円	175	111	63.8%	4,880
一件当たり申告漏れ所得金額	万円	1,686	1,015	60.2%	1,166
一件当たり追徴税額	万円	357	174	48.8%	232

【取引区分別の調査状況】



（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 その他・・・1～4に該当しない経済活動に該当する取引

○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度			
調査件数	件	21	31	147.6%	2,107
申告漏れ等の非違件数	件	20	27	135.0%	1,777
申告漏れ所得金額	百万円	1,683	1,012	60.1%	24,566
追徴税額	百万円	758	448	59.2%	4,880
一件当たり申告漏れ所得金額	万円	8,017	3,264	40.7%	1,166
一件当たり追徴税額	万円	3,608	1,446	40.1%	232

4 無申告者に対する調査状況

～消費税は総額及び1件当たりの追徴税額は過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、194件（前事務年度133件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,351万円（同2,188万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,166万円（同1,188万円）に比べ2.0倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は45億6千万円（同29億1千万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は381万円（同289万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の232万円（同237万円）の1.6倍となっています。また、追徴税額の総額は7億3千9百万円（同3億8千4百万円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、470件（同344件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高の274万円（同251万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の140万円（同132万円）の2.0倍となっています。また、追徴税額の総額も過去最高の12億8千6百万円（同8億6千2百万円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

<所得税>

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	3事務年度	4事務年度	対前年比	
調査件数	133	194	145.9%	2,107
申告漏れ所得金額	2,910	4,560	156.7%	24,566
追徴税額	384	739	192.2%	4,880
1件当たり申告漏れ所得金額	2,188	2,351	107.4%	1,166
1件当たり追徴税額	289	381	131.7%	232

<消費税>

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	3事務年度	4事務年度	対前年比	
調査件数	344	470	136.6%	1,504
追徴税額	862	1,286	149.3%	2,106
1件当たり追徴税額	251	274	109.3%	140

5 消費税の還付申告者に対する調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

＜消費税の還付申告者に対する調査の状況＞

- 令和4事務年度においては、63件（前事務年度31件）実地調査を実施しました。
- 追徴税額の総額は1億円（同2千2百万円）に上ります。

○ 消費税の還付申告者に対する調査の状況

項目	事務年度等		3事務年度	4事務年度	対前年比
調査件数	件		31	63	203.2%
申告漏れ等の非違件数	件		23	51	221.7%
追徴税額	百万円		22	100	462.3%
1件当たり追徴税額	万円		70	159	227.5%

- (注) 1 令和4事務年度は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和4事務年度に実地調査行った計数である。
- 2 令和3事務年度は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和3事務年度に実地調査行った計数である。
- 3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

6 所得税の不正還付申告書における課税処理の状況

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査・調査を実施しています。
- また、急増する不正還付申告に厳格に対応すべく、警察当局との連携も強め、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、必要に応じて刑事責任追及のための対応を行うことで、適正・公平な課税の実現に努めています。

(注) ※ 各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴き実地で調査を行うなどにより確認を行っております。

<所得税の不正還付申告書における課税処理の状況>

- 令和4事務年度においては、9件（前事務年度11件）課税処理しました。
- 追徴税額の総額は1千3百万円（同7百万円）に上ります。

○ 所得税の不正還付申告書における課税処理の状況

項目	事務年度等		3事務年度	4事務年度	対前年比
	件数	件			
処 理 件 数		件	11	9	81.8%
追 徴 税 額		百万円	7	13	183.4%
1 件 当 たり 追 徴 税 額		万円	67	150	224.1%

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
		万円	万円	
1	ブリーダー	2,993	1,103	-
2	電気配線工事	1,568	602	-
3	土木工事	1,458	455	16
4	水道衛生工事	1,410	393	8
5	建設、設備工事労務者	1,375	359	-
6	一般貨物自動車運送	1,281	381	3
7	内装工事	1,195	396	19
8	看板	1,087	286	-
9	塗装工事	1,072	329	11
10	冷暖房設備工事	1,049	413	1

- (注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。
- 2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。